

参 考

1. ちば文化振興計画の概要	5 0
2. ちば文化懇談会設置要綱	5 2
3. ちば文化懇談会委員	5 3
4. ちば文化懇談会審議等経過	5 4
5. インターネットアンケート調査「県民の文化芸術活動に関する調査」について	7 1
6. ちば文化振興計画（仮称）原案に関する意見募集について	7 9
7. 房総文化憲章	8 3
8. 文化芸術振興基本法（平成 13 年法律第 148 号、平成 13 年 12 月 7 日公布）	8 4

1. ちば文化振興計画の概要

1 計画の策定にあたって

- (1) 策定の趣旨：本県文化の現状や県民ニーズを踏まえ、文化振興施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、文化の振興の基本的な方向及び施策に関する事項を定める。
- (2) 位置づけ：総合計画をひまえ、本県の文化芸術の振興に関する基本目標や施策の方向性を定めるもの
- (3) 期間：平成 23 年度からおおむね 5 年間
- (4) 対象とする文化芸術の範囲：芸術、メディア芸術、伝統芸能、芸能、生活文化、国民娯楽、出版物等、文化財等
- (5) 進捗状況の評価等：政策評価を活用した進捗状況の評価

2 千葉県の文化芸術を取り巻く現状と課題

- 物の豊かさから心の豊かさへの意識の変化
- 人口構成の変化に対応した施策、人材育成
- 文化芸術団体への参加促進と交流・連携
- 文化施設における展示・催しの充実
- 学校教育における文化芸術の充実
- 千葉の自然・文化等（文化資源）の継承と地域振興への活用
- 県に対する期待
 - ・ 青少年が文化芸術に親しむ機会の充実
 - ・ 文化財や伝統芸能などの保存・継承への支援
 - ・ 優れた音楽会や展覧会などの鑑賞機会の充実
 - ・ 文化芸術に関する情報の提供

4 文化振興の推進体制

多様な主体との交流や連携を強化し、文化芸術に関連する各部門と補完しあいながら各種施策等を推進する。

- (1) 「ちば文化」を創造していく主体
県民、芸術家、文化芸術団体等
- (2) 「ちば文化」を支える主体
県、市町村、学校、文化振興財団等、文化施設、企業

3 基本目標

ちば文化の創造と千葉県民のアイデンティティの醸成でつくる

心豊かな県民生活と活力ある千葉県

「ちば文化」とは

古くから伝えられた文化、さまざまな交流によってもたらされた文化、県内各地で取り込まれている新しい文化などが、互いに触発することで、醸成される、多様で豊かな文化。

<施策の展開>

5 施策の体系

<施策の方向>

文化芸術活動を支えるための
仕組みづくり

文化にふれ親しむ環境づくり

文化資源を活用した
地域の活性化

伝統文化の保存・継承

「ちば文化」の 魅力発信

県民の自主的な文化芸術活動の促進

文化芸術団体への支援

文化のネットワークの構築

「ちば文化」を担うひとづくりの推進

企業メセナ等による支援の促進

文化財の保存整備の支援

顕彰の実施

優れた芸術鑑賞機会の充実

子どもたちの文化芸術活動の充実

若者の文化芸術活動の支援

高齢者・障害者等の文化芸術活動機会の充実

学校教育における文化芸術活動の充実

県立文化施設の機能の充実

文化資源の活用と地域の活性化

文化的景観等の保全・活用

伝統文化の保存と担い手の育成

伝統文化にふれる機会の提供

青少年への伝統文化の継承

「ちば文化」の魅力の発掘と情報の収集・提供

文化発信拠点としての県立文化施設の充実

「ちば文化」の魅力を発信する文化事業の充実

2. ちば文化懇談会設置要綱

(設置)

第1条 新たな「ちば文化」の創造に向け、具体的な文化振興策を盛り込んだ文化振興計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、有識者等から意見を聴き、計画策定に資するため、「ちば文化懇談会」（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 計画の策定に当たり、専門的及び総合的な立場から意見を述べること。
- (2) その他、計画の策定に必要な事項。

(組織)

第3条 懇談会は、知事が委嘱する委員をもって構成する。

- 2 懇談会に会長、副会長を置く。
- 3 会長は、委員の互選により選任する。
- 4 副会長は、会長が指名し、会長を補佐する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は平成24年3月31日までとする。

(会議)

第5条 懇談会は、必要に応じ会長が招集し、会長が座長となる。

- 2 懇談会及び会議録は公開とする。ただし、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）第8条各号に該当する事項について会議等を行う場合及び会議を公開することにより、公正かつ円滑な会議運営に著しい支障が生ずると座長が認めるときは、これを非公開とすることができる。
- 3 座長は必要に応じて、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、環境生活部県民交流・文化課が行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会に関し、必要な事項は知事が定める。

附則

この要綱は、平成22年9月1日から施行し、平成24年3月31日をもって廃止する。
平成23年4月1日（一部改正）

3. ちば文化懇談会委員

氏 名	役 職 名
池田 清則	株式会社 JTB 法人東京 ソーシャルソリューション・地域交流推進局マネージャー
入江 宣子	千葉県文化財保護審議会委員（民俗）
大胡田一知	千葉県茶華道協会理事長
加藤 恒夫	公益社団法人企業メセナ協議会専務理事
杉江 敬	館山市教育委員会生涯学習課主任学芸員兼文化財係長 （元館山市立博物館学芸員）
高橋 賢一	NPO 法人小野川と佐原の町並みを考える会代表
◎長田 謙一	首都大学東京教授（元千葉大学教授）
中谷 順子	千葉県生涯大学校講師
○新妻 寛	千葉県吹奏楽連盟理事長
能村 研三	公益財団法人市川市文化振興財団副理事長
米田 耕司	長崎県立美術館長（元千葉県立美術館長）

（注）◎…会長、○…副会長。（50音順、敬称略）

4. ちば文化懇談会審議等経過

○ 設置

平成22年9月1日（水）

新たな「ちば文化」の創造に向け、具体的な文化振興策を盛り込んだ文化振興計画の策定に当たり、有識者等から意見を聴き、計画策定に資するため設置。

○ 第1回ちば文化懇談会

1. 開催日 平成22年9月1日（水）

2. 議 事

- ・ちば文化振興計画（仮称）策定の趣旨及び今後のスケジュール等について
- ・ちば文化振興計画（仮称）策定に係る千葉県の現状と課題について

○ インターネットアンケート実施

1. 期 間 平成22年8月24日～平成22年9月13日

○ 第2回ちば文化懇談会

1. 開催日 平成22年11月22日（月）

2. 議 事

- ・千葉県の現状、インターネットアンケート調査結果等について
- ・ちば文化振興計画（仮称）の課題・施策の方向性と主な取組（案）

○ 第3回ちば文化懇談会

1. 開催日 平成23年1月24日（月）

2. 議 事

- ・千葉県の文化芸術を取り巻く現状について（補足）
- ・ちば文化振興計画（仮称）骨子案について

○ 第4回ちば文化懇談会

1. 開催日 平成23年5月17日（火）

2. 議 事

- ・ちば文化振興計画（仮称）原案について

○ パブリックコメント実施

1. 期 間 平成23年10月24日～平成23年11月22日

○ 第5回ちば文化懇談会

1. 開催日 平成24年1月23日（月）

2. 議 事

- ・ちば文化振興計画（仮称）最終について

第1回ちば文化懇談会の概要

1. 日 時

平成22年9月1日（水）午後3時から午後5時

2. 場 所

県庁中庁舎3階第1会議室

3. 出席者

【委員会】大胡田委員、加藤委員、杉江委員、高橋委員、長田委員（会長）、中谷委員、新妻委員（副会長）、能村委員

【県】森環境生活部長、斉藤環境生活部次長、戸部環境生活部県民活動・文化課長、上野教育庁教育振興部文化財課長

4. 会長選出

- ・ちば文化懇談会設置要綱第3条第2項により互選の結果、長田委員が会長に選任された。また、同要綱第3条第4項により、新妻委員が副会長に指名された。

資料1 ちば文化懇談会設置要綱

5. 議 事

- (1) ちば文化振興計画（仮称）策定の趣旨及び今後のスケジュール等について

資料2 ちば文化振興計画（仮称）について

資料3 文化のうねりを巻き起こす～文化振興の基本的な考え方～

資料4 輝け！ちば元気プラン

資料5 みんなで取り組む「教育立県ちば」プラン

資料6 文化芸術振興基本法

資料7 文化政策部会「審議経過報告」（概要）

資料8 インターネットアンケート「県民の文化芸術活動に関する調査について」

- (2) ちば文化振興計画（仮称）策定に係る千葉県の現状及び課題について

資料9 ちば文化振興計画（仮称）策定に係る千葉県の現状と課題等

資料10 各委員から承りたい御意見

6. 委員の意見等

議事（1）ちば文化振興計画（仮称）策定の趣旨及び今後のスケジュール等について

- ・計画は作ることが目的ではなく、どう実行に移し、どう県民に還元していくのかということが問題で、その後の展開が重要である。千葉県の文化が変わってきたなど実感できるような、計画作りというものを目指していければと思う。
- ・「伝統文化の保存・継承」と書くことは可能だろうが、実際にやってみると非常に難しい。流派などに固執せず、枠組みを超えたところで社会全体が支えてくれるような仕組みがないと厳しいと思う。
- ・策定にあたっては、具体的に何をいつまでにやるといった目標管理、タイムテーブルの設定が必要で、現状分析をきちんと踏まえたうえで、今後の方向性を見出すべきだろう。その際、文化芸術は経済活動から切り離すのではなく、社会に活力を吹き込む大きな力になりうるものとして認識することが大切だ。また、最近は企業が資金だけの援助でなく、その地域にどうあってほしいのか、何を求めているのかといった、企業側の意見や考え方も互いに理解する必要があるだろう。

- ・街づくりの手立てとして、その街の文化や歴史は重要な核になりうるべきものである。そこから、人づくりもはじまる。街づくり、地域づくりというと、文化は軽視されがちだった。発想を変えて文化を基（もと）とした街づくりを情報発信しながらやっていく時代になったと思う。
- ・平成 18 年に文化振興の基本的な考え方として「文化のうねりを巻き起こす」（以下「文化のうねり」という）が出されたが、やはりその後の施策的経過を踏まえたうえで、次の検討に入るべきであろう。また、文化には目に見える面と目に見えない面があって、後者は数量的な把握が難しいが、その両面を動かしていく必要がある。
- ・自主性、主体性がないものは育っていかない。やる気のあるところ、いわばくすぶっているようなところに手を差し伸べてやると、火は燃え上がる。そういったところを探してみるのも一考ではないか。
- ・市民の文化活動の状況をみてみると、以前は特化した形が多かったが、現在は多種多様で、しかも複合的である。この意味で、文化振興や生涯学習は着実に市民レベルに浸透したといえるが、一方、行政側には財政難や行革などの状況がある。策定に際しては、現実路線は当然だが、ある程度、夢を描くような部分もあってほしい。
- ・「文化のうねり」の特質は、文化を産業などと深くリンクさせながら社会全体の質を作っていく力として捉え、社会全体の基盤である文化を社会全体で支えていくべきものであるという考え方にある。これは今、国が策定しようとしている方向性を、表現は異なるが、先取りしているように思う。この懇談会でも行政全般のベースに位置付けられるような議論ができるとよいと思う。

議事（2）ちば文化振興計画（仮称）策定に係る千葉県の現状及び課題について

- ・芸術文化では、あまねく県民にという発想よりも個人の問題が大きい。個人の問題をどう位置付けていくかということ、考える必要もあるだろう。
- ・「文化のうねり」策定以降の状況とその評価について、改めてお聞きしたい。
- ・今、博物館その他に何が求められているのか、何ができるのかという観点から、いろいろと考えていきたい。
- ・行政側の施策だけでなく、県民側の動きとか課題なども参考にできたらいいと思う。
- ・「文化のうねり」策定後に新たに発生したことや問題点など、様子だけでもいいので、お聞きしたい。インターネットの活用などはそのひとつであろう。また近年、高齢者の文化活動が活発化している感があるが、その一方で、若い世代の活動状況はどうかのことも知っておきたい。
- ・千葉県文化振興財団などの位置付けもはかっていくべきであろう。指定管理者制度の是非も再考の余地がある。また、アンケート調査について、高齢者や文化団体を対象としたものも実施されてはどうか。県民アンケートの結果も、もう少し現状分析をしたらよいと思う。
- ・文化関連の施策のあり方やリアルに数字で出せるような要素について、他県と比較してみるとどうなのか、そうすることによって、千葉県はこの点は秀でているが、この点は弱いといったようなものが、明瞭にみえてくるように思う。

第2回ちば文化懇談会の概要

1. 日 時

平成22年11月22日（月）午後3時から午後5時

2. 場 所

ホテルプラザ菜の花3階会議室

3. 出席者

【委員会】長田会長、新妻副会長、池田委員、入江委員、大胡田委員、杉江委員、高橋委員、
中谷委員、能村委員、米田委員

【県】戸部環境生活部県民活動・文化課長、上野教育庁教育振興部文化財課長
高橋環境生活部県民活動・文化課文化振興室長

4. 議 事

(1) 千葉県の現状、インターネットアンケート調査結果等について

資料1 千葉県の現状

資料2-1 インターネットアンケート調査結果／県民の文化芸術活動に関する調査について

資料2-2 インターネットアンケート調査結果／県立美術館・博物館に関すること

(2) ちば文化振興計画（仮称）の課題・施策の方向性・主な取組（案）及び体系（案）について

資料3 ちば文化振興計画（仮称）の課題・施策の方向性と主な取組（案）

資料4 ちば文化振興計画（仮称）の体系（案）

資料5 各委員の意見（要約）

資料6 「文化振興の基本的な考え方」策定後の主な文化振興施策

資料7 輝け！ちば元気プラン（千葉県総合計画）「ちば文化の創造と千葉県民のアイデンティ
ティーの醸成」

5. 委員の意見等

議事（1）千葉県の現状、インターネットアンケート調査結果等について

- ・インターネットアンケートについては、201人が回答した結果で、県民全体の動向と判断するのではなく、一応の目安と理解した方が良いが、数字では読み取れないことを分析し、千葉県がどんな文化状況にあるのかを知っておく必要がある。
- ・任意のアンケート調査の場合、関心の高い方たちの意見が反映されているものと見てよいが、それなりにある傾向を示している。
- ・文化ホールの入館者数などを見ていると、最近の経済状況との関連もあって、今は「冬の時代」であると実感している。数字的な結果だけでなく、もっと危機感をもって取り組まないといけないと思う。
- ・県民が活動している分野の回答として美術が多いが、県民の10パーセントぐらいが美術で活動しているというのは、だいたいあっているのではないかと。

議事（2）ちば文化振興計画（仮称）の課題・施策の方向性・主な取組（案）及び体系（案）について

○新しい文化振興施策の概念について

- ・既存の文化の枠組みに縛られ考えているのでは、新しい文化を振興することはできない。新しい文化振興施策とは、文化の領域だけでなく、福祉、教育、産業振興、まちづくりの領域にも深くかか

わっているものとして、文化を位置づける必要がある。

- ・文化団体に「頑張ってください、バックアップします」だけでは、新しい時代の文化振興には追いついていかない。例えば、高齢者のインターネットを使った表現活動や、障害を持った人のダンスへの参加などの新しい表現の試みを自治体の文化施策に位置づけることが重要である。

○企業のメセナ活動について

- ・企業の地域貢献ということが言われているが、地域貢献のひとつの実現性として、企業が文化を担っていくということも認識すべきと思う。
- ・企業の立場からすると、企業として文化活動へ貢献したい、そういうところに光を当ててほしいと思っている。

○文化のネットワークの構築について

- ・文化のネットワークづくりは、行政だけをするのではなく、まず市民、県民が中心にあって、その舵取り役として行政が機能し、芸術家と企業、学校などと連携していくのがよいと思う。具体的には、一堂に会した会議のようなものを定期的で開催するなどするとよいと思う。
- ・ひとつのジャンルだけではなく、異業種のさまざまな人たちがまず集まることが大事である。芸術や文化の問題は、単に芸術家だけの問題ではない。企業もアート、芸術と提携していかないと商品価値を高められなくなってきており、デザインに投資する時代を迎えた。経済と文化は相容れないという既存概念から脱却し、新たな地平を切り開くためには、新たな展開とネットワークが必要になってきている。
- ・市町村の立場からすると、県内の他の市町村が何をやっているのか、なかなか見えてこないというところがあるので、県の役割として、県内の情報を収集・提供し、つなぎ合わせていただけるとありがたい。
- ・市民・県民、芸術家、行政などの対話と連携は欠かせない。

○「ちば文化のひとづくり」の推進について

- ・私たちが社会に果たす役割とは、子どもたちをできるだけローティーンのうち、芸術の海に投げ込んでやるということである。文化、芸術には正解があるわけではない、自分の目でみて、自分の心で感動して、自分の頭で考えないと答えが出せない。子どもたちにもっと文化芸術に触れる経験をさせるべきである。こうした経験をさせておかないと、マニュアル人間ばかり輩出する。
- ・芸術分野の牽引役は、そのジャンルに専門性がある人が一定期間継続していくことが良いが、行政の人材を育成するだけでなく、市民を取り込み、市民の力を借りるということが、ひとつの鍵となると思う。
- ・人材育成に関しては、文化コーディネーター、アートマネージャー、アートプロデューサーなどと、いろいろな表現がされているが、これは、アーティストだけではなく、文化の享受者だけでなく、それらをつないだり企画を実現したりしていく存在のことで、こうした人材の育成が非常に重要であり、ぜひやっていく必要がある。
- ・たとえば、優れた指導者による若者向けの講座といったものを一定期間、定期的に行えば、人材育成は確実にできるだろう。

- ・アーティストと住民のつなぎ役となる人をどう育てていくかという問題は、千葉県がどのような文化振興のコンセプトを持つのかということと深く関わってきている。さまざまなアート、新しい文化のうねりを県がつくっていくのだということを自覚して、どうしたらいいのかを考えるべきだと思う。たとえば、大学と提携したり、優れたアートディレクターを県が招き、風を起こすような企画を立てるなど、方法はいろいろ考えられる。

○文化芸術に触れ、親しむ環境づくりについて

- ・「優れた芸術」といった場合、クラシック音楽とか、そういう欧米的な文化ばかりに目がいつているような気がする。鑑賞教室は何もオーケストラに限ったことではなく、日本の音楽や能や歌舞伎もあれば、地域の伝統芸能を見るというのも立派な鑑賞教室だと思う。また、「伝統芸能」というと、即、後継者育成とみなしがちだが、そればかりではないだろう。
- ・魅力ある指導者、魅力ある芸術家が出てくることや、たくさんの文化芸術の楽しさというものを展開していくことが一番確かなことだと思う。

○博物館の機能の充実

- ・博物館は、西洋の芸術だけでなく、いろいろと広く見ていただきたい。例えば、青森県の博物館では、モノだけの展示でなく地元の民俗芸能の動態展示を行っている。

○若者の文化芸術活動への支援について

- ・若者文化というのは多様である。また、若者たちが求めているものと、それまで高い水準の文化とみられてきたものとの間にはギャップが出てきている。若者が求める文化と50代、60代の人たちの間には、断絶があると思う。こうした問題を直視して、若者が能動的に関わってくる施策が必要であると思う。
- ・既存の価値観が変わってきていて、文化や芸術に対する考え方の枠組みが広がり、芸術なのか、なんだかわからないものがある。一方、高齢者の文化活動も変わってきており、文化団体に入って習い事をするというのではなく、自分たちだけで楽しもうという傾向にある。そこで、高齢者はこっち、若者はあっちというのではなく、両者一体化した形でないと活性化することは難しいのではないかなと思う。

○学校教育における文化芸術活動の充実

- ・学校のクラブ活動は授業とは違い、自発的に自分の好きなことができ、熱中できる場でもある。技術的なことは別として、文化芸術に目覚め、その後の活動にもつながる、大事な教育のなかのひとつだと思う。

○文化資源の活用について

- ・地域コミュニティが崩れる等、日本の社会が大きな方向転換期にある中で、景観や伝統文化の位置づけも考えていかなければならない。
- ・町並み保存で言われていることだが、ヘリテイジ(遺産)ツーリズムというものを産業として育てていかないと、地域が元気にならない。しかも、住んでいる、生きた町並みでないと、人が集まらないという時代を迎えている。

- ・企業としては、文化を残すにはそこに人が入ってこない、成り立たないと思う。観光の面からいうと、ただモノを見せるというあり方では、飽きられてきている。「人」が見える観光づくりというものをみせていけないと厳しい。
- ・文化活動には、ステージ、「場」の問題がともなう。既存の文化施設以外の、活動・表現の場を作っていくようなことを考えていけないといけない。たとえば、美術館などで今までとは違った異色の文化を発するという例もある。

○伝統文化の保存・継承、担い手の育成について

- ・民俗芸能の後継者育成や普及は、地域や保存団体、行政、学校などが連携していかないと、実のあることができないと痛感している。
- ・茶道華道が減少しているということだが、これらの専門家がここ数年どんどん少なくなっており、冬の時代である。
- ・文化や芸術というのは難しいものではない。難しい言葉で難しい話をして、現場では通用しない。もっと砕いて人間的に肌と肌が触れ合うようにしないと、「県と団体が一体に」と書いてあっても、なかなかついていけない。文化・芸術は眺めるものだというふうにつまえてほしい。

○ちば文化の魅力発信について

- ・京都・奈良・鎌倉であれば、その文化財について知っている方が多いが、千葉県にはそういったものがあまりない。それをいかにフォローして売り出していくか、我々はもっと努力しないと実感している。
- ・トップが前面に立って、文化を大事にしているということを行動で示すことが大切であり、文化団体の励みにもなる。
- ・県民の文化を高めるという命題を考える上で重要なのは、単に多くの人に参加するというだけでなく、いろいろな意味で優れた、卓越したものを千葉県がつくり出すということである。これは、あらゆる県民が文化の創造や享受に参加するということと矛盾するものではない。千葉県の優れている分野、あるいは千葉県のエネルギーを全国に発していくんだ、というものを作っていくことが大切である。これは、千葉県が文化の発信力を持つという問題と重なってくる。

○推進体制

- ・県民文化を発展させるという意味では、千葉県文化振興財団が、県と車の両輪となる存在であり、財団としての文化振興ビジョンも策定しているので、同財団も掲げてはどうか。

第3回ちば文化懇談会の概要

1. 日 時

平成23年1月24日（月）午後1時30分から午後4時15分

2. 場 所

ホテルプラザ菜の花4階会議室

3. 出席者

【委員会】長田会長、新妻副会長、池田委員、入江委員、大胡田委員、加藤委員、高橋委員、中谷委員、能村委員、米田委員

【県】齋藤環境生活部次長、戸部県民活動・文化課長、上野教育庁教育振興部文化財課長

4. 議 事

(1) 千葉県の文化芸術を取り巻く現状について（補足）

(2) ちば文化振興計画（仮称）骨子案について

資料1 ちば文化振興計画（仮称）骨子案の概要について

資料2 ちば文化振興計画（仮称）骨子案

資料3 生涯大学校生を対象としたアンケート調査結果

（県民の文化芸術活動に関するアンケート調査結果について）

資料4 文化芸術団体を対象としたアンケート調査結果

（文化芸術活動に関するアンケート調査結果について）

5. 委員の意見等

議事（1）千葉県の文化芸術を取り巻く現状について（補足）

- ・少子高齢化社会を迎え、高齢者層の余暇時間の過ごし方が、今、いろいろと求められるようになってきている。そういう意味では、文化芸術の環境整備は、文化のみならず、福祉や教育、観光など、多方面に関連するようになってきた。
- ・高齢者の方々の興味関心は、歴史に関わる人が多いように思う。定年を過ぎると、現役生活のときにかまっていられなかったことに興味がそそられ、余暇時間を注ぎ込みたいと思うのだろう。
- ・昨今の芸術家、文化人というのは、何を考え、何を自分の命の燃焼にあてているのか、年々不明瞭になっているような気がしてならない。個々の芸術の取り組み方が、多様化してきているのだろうが、あるものはマンネリ化し、あるものは思いつきのようだ。伝統文化とは、単純に永らく伝えられてきたということではなく、その根幹には人間を鍛え直すという精神があることだ。

議事（2）ちば文化振興計画（仮称）骨子案について

推進するための体制づくりについて

- ・県は文化振興財団の必要性や活用方法をもう一度検証し直すべきである。文化施設にとって、専門性・継続性・地域との連携など、不可欠な要素があるが、指定管理者制度は再考の余地があると思う。今、文化がさらされている状況について危機感をもつことから、まず考えなくてはいけない。
- ・文化施設管理者には、規則に拘泥されない自由裁量の権限強化とともに、たとえば、開館時間の延長や変更、あるいはアウトリーチ活動など、自らの判断による、利用者のニーズに即した弾力的な「仕掛け」が求められており、そうした姿勢のない文化施設は今後難しくなっていくだろう。

- ・地域振興の観点からいえば、文化芸術の果たす役割は非常に大きい。「住み続けたい街」の形成に、この環境整備の問題は非常に大きく左右する。現に、ヨーロッパでは文化施策を政策の中心に据え、人口構成を変えているという例もあって、社会全体のあり方を変動させる手段のひとつとなっている。少子高齢化は一般的な傾向ではあるが、それを暗黙裡のうちに前提とするのではなく、むしろ、少子高齢化を芸術文化がどう防いでいくのかという位置づけで捉える必要がある。
- ・今の子どもたちにとって、従来型の鑑賞教室だけでは満足しきれなくなっているのではないか。ストリートミュージックやストリートダンスなど、これまでの確立された分野には収まらない、若者たちならではの自由な新しい文化のあり方を大胆に支援することで、新たな文化の創造や活性化に繋げていく、文化のうねりというような原動力が生まれるのではないか。
- ・文化施設の裁量の問題は、現場の館長（トップ）次第であり、いわば人材として適切であるかどうかの問題である。つまり、関わる人間の自覚と自発的な取り組み次第である。そして、経済波及効果なども含め、文化によって地域を元気にできるか、年少期のうちにできるだけ様々な芸術分野にふれさせることができるかどうか、これは重要なことである。また、地域住民がこの街に住んでいたいと思うことと、文化施策とは深い関わりもつ。そのため、文化にふれあう機会に対し、行政が支援していくことは大事なことである。また、伝統文化とは革新の連続の中で培われていくものだ。
- ・千葉県をどういうふうで紹介することができるのか、これは行政だけでなく、市民ボランティアなどとの協働が必要である。特に、高齢者のみならず、学生ボランティアなどの積極的な参加も望ましく、年齢層で立て分けない、協業しあえる体制づくりも必要かと思う。
- ・文化芸術に係る支援の対象は、えてして少子高齢化ということに着目しがちであるが、やはり「幅広い年齢層」とした方がよいだろう。
- ・現今の芸術文化は、従来の既定概念では捉えられなくなっている。既存の芸術団体への支援はもちろん必要だが、その団体自体の自らの魅力づくりという努力も少し欠けているように思う。今後は若者たちの芸術なども視界に入れた新たな枠組みを設定し、県の文化施策に反映させていくことが将来的に必要なのではないかと思う。
- ・千葉県の文化施策の独自性として、若者の芸術文化を支援することがあってもいいだろう。そして、ディズニーランドをその舞台として活用できればよいと思う。
- ・文化芸術のあり方を長期的、戦略的な展望でみていくときに、昨今ではアーツカウンシル構想という、行政資金だけではなく民間資金をどう活用し、それをどういう組織でやっていくのか、ということが議論されている。文化力をソフト・パワーとして、どう高めていくのかという問題だ。おそらく将来的に、文化政策は経済団体との交流が不可欠になってくるだろう。もっと抜本的な文化政策としての仕組みづくりをどう構築していくのか、それが今、問われている。
- ・マッチングという言葉は、最近マッチングギフトなど、いろいろな意味で使われているので、援用は避けた方がよいだろう。また、寄付文化をどう根付かせていくのか、あるいは、企業からの文化芸術関連への資金提供というものを、より活発にしていくというような、税制をはじめとする枠組みについても検討し、できれば計画の中に盛り込んだ方がよいかと思う。
- ・仮に千葉型アーツカウンシルというものが構築できるとするのなら、従来の文化政策のあり方は、かなり抜本的に変わってくるだろう。そして、若者たちがもっと文化に関わっていく、あるいは産業や文化が一体化することは、社会そのもののあり方をも大きく変えていく。今この時期に、県として、抜本的な文化のあり方に対する基本的な枠組みを更新することは大きな意味がある。いずれにせよ、この懇談会でこうした議論ができたということ自体、大きな意義があると思う。

- ・すでに西欧では、文化行政が国家機能の重要アイテムのひとつとして位置付けられている。そこには、地方都市が文化芸術で国家を支えていくという構想がある。いずれにしても、多くの県民から支持を受けるような文化政策でないといけない、タックスペイヤーに支持されているのかどうかということがカギになると思う。

仕組みづくりの位置づけと施策の方向性について

- ・学校で土曜日に授業が組み込まれていくと、児童生徒が文化芸術活動から離れていくのではないかと、また、指定管理者制度によって、文化会館等での発表の場も遠のいていくのではないかと、と危惧される。そうしたことも含め、この懇談会が、若者たちの文化芸術に関われる場や時間を確保してやれるよう、役割が果たせればと思う。
- ・時代の変わり目というか、ここ 10 年のうちには、かなり社会は変わっていくと思う。各地域では、様々な形態の中で、自分たちの生きざまとして、これだという、いろいろな方法を選択していこう。そうしたときに、文化を観光なり、地域づくりなり、選択したところへの支援ということが、この計画には書き込まなければならないと思う。
- ・課題文の記述の仕方として、はじめのところに包括的な概念をまず書いて、以下はドットか何かで項目を羅列した方がわかりやすいように思う。
- ・「ちば文化の創造と千葉県民のアイデンティティーの醸成」という目標の次に、これを受けた形で後述の推進体制を前にもってきて、推進するための仕組みづくりといったような内容で、新たに項目立てをし、そのうえで「支えるための仕組みづくり」以外の 4 つの課題を連ねていくという分け方をした方がわかりやすいと思う。
- ・行政と民間の双方の活力をひとつにするという、アーツカウンシル構想といった大きな仕組みづくりができるかとなると、その場合の文化政策は、観光や産業、教育、福祉など、すべての社会的営みにまたがってくる。そうすると、県は、従来型の行政支援とは違うレベルで、新たな NPO 活動などを、繋いでいく元締めのような役割を果たしていくことになるだろう。こうした、次元のこととなる新たな枠組みを千葉県が必要とするのかどうかという議論を、今後にわたって展望する意味でも、「仕組みづくり」はひとつのフレームとして別項立てした方がよいと思う。
- ・千葉県という県の単位で文化を考えていくとき、首都圏に位置するというその地理的な問題から、中央の文化を享受しやすいところもあれば、地域に根差した文化を保持しているところもあって、千葉県の文化は多様である。そのため、県全体を同質的な文化として括ろうとするのは無理がある。こうした県の多様性というか、枠組みをもう一度、意識する必要があるだろう。
- ・「ちば文化」という表現がよくわからない。「県民一人ひとりが文化の担い手となる」ことが、はたして実態として掴みきれぬのだろうか。「ちば文化の創造」が可能なのだろうか。単純に「芸術文化」でもよいのではないかと。千葉県のためにというのではなく、日本のためにでもよいのかと思う。
- ・「ちば文化」というのは、千葉県における文化、あるいは千葉県における文化芸術活動という意味での、地域区分としての表現であって、実態概念ではないだろう。千葉県で独自の文化を創造できるかどうかというのは、非常に難しい議論になってくるだろう。
- ・「ちば文化」については、千葉県民のアイデンティティーの醸成を問うことになると議論が難しくなるかもしれないが、一応、千葉県で起きている様々な文化のうねりを枠組みとして理解するというのでいいのかと思う。

- ・推進体制については、いろいろな団体がうまく機能しあって仕組みをつくっていくという、重要な問題なので、やはり仕組みづくりのなかに位置付けてほしい。たとえば、郷土芸能の継承といった場合、それは保存会、市町村、学校現場などの連携がないことには、ひとつも進まない。また、文化施設が指定管理者制度になってきているが、文化は長期的展望でやっていかなければならないし、人材の育成が大切である。
- ・指定管理者制度は未だ流動的で、もちろん最善の方法ではない。問題は、この制度の是非を問うことではなく、文化事業を推進していこうとする人や組織の問題だと思う。組織の恒常的な活性化や有能な人材の育成と確保ができるかどうかの問題である。つまり、これは行政のガバナンスの問題であって、行政のトップがどういう文化県を作ろうとしているのか、というところに行き着く。
- ・指定管理者制度は、安く効率的であるということが骨格で、そこで文化が括られてしまうと、本来の目的達成が難しくなってしまう。やはり、専門性など、人の問題は重要である。
- ・指定管理者制度を継続するしないにかかわらず、行政が文化をどのように位置づけるのかということが、今、問われているのであって、これが必要であるかどうかは引き続き議論されていかなくてはならないだろう。そして、何よりも専門的な継続性をいかに保障していくのかということが、きわめて重要なことである。

その他

- ・言葉の使い方の問題として、「洋楽」に対して「邦楽」というのは、最近、あまり使われなくなってきた。邦楽は、日本の伝統音楽、単に伝統音楽などいう。
- ・洋服と和服、洋食と和食、洋画と邦画。しかし、絵は、洋画と日本画という。これは、もともと明治政府の国策に基づいている。つまり、西洋文化に対して日本文化を確立しようとした、施策のひとつである。言葉の定義は、動くことが多々あるので気をつけたい。

第4回ちば文化懇談会の概要

1. 日 時

平成23年5月17日（火）午後1時30分から午後4時

2. 場 所

県庁中庁舎3階第1会議室

3. 出席者

【委員会】長田会長、池田委員、入江委員、大胡田委員、加藤委員、杉江委員、高橋委員、
中谷委員、能村委員

【県】佐々木県民交流・文化課長

4. 議 事

ちば文化振興計画（仮称）原案について

資料1 ちば文化懇談会設置要綱

資料2 ちば文化振興計画（仮称）原案の概要について

資料3 ちば文化振興計画（仮称）原案

資料4 総合計画より抜粋

5. 委員の意見等

議事 ちば文化振興計画（仮称）原案について

(1) 全般について

- ・第3回懇談会時の骨子案よりブラッシュアップされたと思う。震災後の復興の中では、文化芸術よりも生活復旧に対する財源適用が優先されるだろうが、文化による精神的支えもおろそかにできない。市町村や民間で一体何が起きているのかの情報の把握が重要ではないか。お互いにどう補完し、連携するか、マネジメントが求められる。
- ・文化的な予算が縮小され、マネジメントする人材も減少すると思われる中、目標値を上げるには、ある意味の無理をしなければならない。制度的な仕組みがまだ円滑にっていない。財政的に厳しいので、大胆な戦略がなければ、目標値を達成できないと思う。
- ・各種の助成事業でも、市町村の議決などの手続きが必要なこともある。こうした煩雑な手続きや規制の緩和が必要ではないか。
- ・計画と併せて進捗状況をチェックしフォローアップをしていかないと、文化が置かれている厳しい状況を打破できない。
- ・今までなされてきたこと以外に、「今回は絶対これをするんだ」というようなものがほしい。他の地域との交流なくしては、千葉県文化を発展させることはできないことを考えると、地方文化との交流に力を入れることで、ちば文化の特殊性とか良さとかを発揮すると感じている。
- ・原案からは、向こう5年間で何をするのかがわかりにくい。行政・民間双方の情報を機敏に収集し、適切に対応していく仕組みをどう構築していくのか。仕組みを生かすためのソフト面をどう打ち出していか。そして連携と発信にどうつなげるか、そういったことが問題だ。
- ・時代の変わり目に震災が起こった。佐原の町も被害を受け、歴史的なものを守っていくための技術や技法を継続していくことの難しさなど新たな課題が見えてきた。今後5年間で文化は大きく変革するだろう。
- ・郷土に愛着と誇りをいかにもってもらおうかが大切と思う。いかにもってもらおうかを市町村文化行政

は基本的な考えとして持たなければならない。

- ・震災復興を進めていった先に何があるのか、どういう風に文化を残し、どういう風に発信し、横の連絡を取り、隣あるいは広域を超えて結び付け、情報を含めてまとめられるかということを検証しながら取り組む必要がある。
- ・民間資金をどう文化に活用するか。文化芸術への支援という形での個人の参加意欲が高まって、寄附の文化が新しく芽生えつつある中、その受け皿をどのようにするのか。地方税の優遇は条例制定が必要で課題も多く難しいが、ダイレクトに現場にお金が届くような、支援の満足度が高まるような寄附に関する制度設計を検討されたい。
- ・今回の計画策定で寄附制度まで議論するのは難しいのではないか。文化を支えていくのは千葉県だけの問題でなく、日本全体の問題として考える時代を迎えていると思う。
- ・アーツカウンシルについては、原案のような表現で当面はやむを得ないかなと思う。国が検討している日本版アーツカウンシルの導入も開始したばかりである。
- ・アーツカウンシルに関しては、財源の問題が一つの柱であると同時に、専門的な視点に立った文化の振興、そして文化振興のニーズ等を把握するリサーチ能力が必要である。この「財源の問題」、「文化の専門性」「リサーチの仕組み」という三本柱でアーツカウンシルを考えることが重要である。文化の継承性というものを専門的に担うアーツカウンシルのような組織が求められる。まさにこういう時代だから必要とされていると思う。

(2) 各項目について

1 計画の策定にあたって

- ・評価について、文化芸術においては、数量的な評価ばかりでなく、(アンケートの自由記載欄への記載などを分析する) エピソード評価といった、定型化できないエピソードを取り入れ、分析していくなどの手法の検討をぜひやっていただきたい。

2 千葉県の文化芸術を取り巻く現状と課題 (特に意見はなし)

3 基本目標 (特に意見はなし)

4 文化振興の推進体制

- ・仕組みづくりについては、違う角度からも含めて検討が必要だ。

(1) 文化振興の推進体制(創造していく主体・文化団体)について

- ・文化の意識を芽生えさせる、それが先決。文化団体は人材育成が一番大事。そしてジャンルを問わず交流を深めていくことが必要。

(2) 文化振興の推進体制(支える主体・行政)について

- ・この計画策定に関わったスタッフが5年間見届けてほしい。地域のことをよく知っている方が異動で替ってしまうことがあるので、組織としての引き継ぎをよくしていただきたい。

5 施策の体系

(1) ⑥文化財の保存整備の支援

- ・伝統文化も同じだと思うが、後継者の養成のためには、保存・修繕の技術をきちんと残していけないといけない。映像に残すだけでなく実際に仕事に携わらせないと技術は伝わらない。

(2) ②子どもたちの文化芸術活動の充実

- ・子どものときから、いろいろ触れさせることが大事だと思う。いろいろな意味で文化に触れる場を提供することが必要。

(2) ③若者の文化芸術活動の支援

- ・学校における鑑賞機会が少ないのは、予算やシステムがないのが問題なのではないか。学校教育を始め、若い人が文化に積極的に参加してくれないといけない。今、地方の文化を支えているのは高齢者であり、若い人が入ってこないのは魅力がないからかと思うので、新しい仕組み作りが必要かと思う。若者文化について、「異質のものと考えられがち」といった表現があるのは再検討してほしい。

(3) 文化資源を活用した地域の活性化

- ・計画に町並みや文化的景観など入っていることは良いが、行政主導が強いと思う。民間が意見を述べないと高い文化が生まれてこない。
- ・NPO や財団など民間と行政の仕事の区分を見直すことで、もっと地域の文化的な資源を活用できるのではないか。

(4) 伝統文化の保存・継承

- ・伝統文化の継承について。伝統文化は形を伝えるものではなく、その中に込められた宇宙観を伝えていくことだと思うが、今は形しか伝えていないのが問題だと思う。

(5) 「ちば文化」の魅力発信について

- ・ちばの文化を守っていかなければならないし、発信しなければならない。千葉県は一つひとつのレベルは高いが、県の魅力として発信するにはまだ議論するところが多い。
- ・こんなに豊かな文化資源や自然がある千葉なのに、知られていないのは、もったいない。千葉の多様な文化資源が人々にきちんと届けば、すばらしい観光県になるのではないか。

(5) ②文化発信拠点としての県立文化施設（美術館・博物館）の充実

- ・博物館には何万点という資料がある。台帳を整理して、その文化的価値や魅力をいかに発信していくべきかを考えている。市民の博物館、開かれた博物館としての展示についても、専門性と市民のニーズとの兼ね合いが、博物館に課せられた課題かと思う。
- ・美術館の指定管理者制度は、専門性・継続性に不安が生じる。専門的な経験と知見の継続性を制度の課題として行政に理解してほしい。
- ・さまざまな文化資源あるいは博物館・美術館等は近年、文化政策を考える上で大きなファクターとなっている。

第5回ちば文化懇談会の概要

1. 日 時

平成24年1月23日（月）午後1時30分から午後4時

2. 場 所

千葉県文化会館 特別会議室

3. 出席者

【委員会】長田会長、池田委員、入江委員、大胡田委員、加藤委員、杉江委員、高橋委員、中谷委員、新妻委員、能村委員、米田委員

【県】戸谷環境生活部長、齋藤環境生活部次長、佐々木県民交流・文化課長

4. 議 事

(1) パブリックコメントの結果について

資料1 「ちば文化振興計画（仮称）原案」に提出された意見と県の考え方について

(2) ちば文化振興計画（仮称）最終案について

資料2 ちば文化振興計画（仮称）最終案の概要について

資料3 ちば文化振興計画（仮称）最終案

5. 委員の意見等

議事 ちば文化振興計画（仮称）最終案について

(1) パブリックコメントの結果に関連して

- ・パブリックコメントの「幅広いジャンル」という意見を受けて、計画に「多彩な文化芸術」という文言にした箇所があるが、「おもな取組」の例示の文章では「専門家による洋楽や伝統音楽の演奏指導」となっており、「幅広いジャンル」というものをカバーし得ていないのではないかと。より幅広さを持った言葉がいいと思う。「演奏指導」という文言は、広い意味での「表現方法の指導」といった表現であれば、幅広いジャンルをカバーするのではないかと。
- ・芸術鑑賞機会に地域差がないようするには、「県立文化施設」だけではなく、「市町村の文化施設」も加えて、県全域をカバーしてはどうか。
- ・NPOの活動などは、多彩なジャンルのものが県内全域の子どもたちのもとに届けるうえで非常に重要な役割を果たすのではないかとと思われるので、盛り込めないだろうか。
- ・芸術文化の評価については、今後、定量的なものよりも定性的なものが重要になってくる。評価の方法をどういうふうにしていくのかが、一番大きな問題。今後の評価の仕組みや評価そのものをわかりやすく示していくような、そういう姿勢を打ち出せないか。また、今後の課題についても、この振興計画を作成する中で浮かび上がってきているので、それらを検討していくというのが盛り込んでどうか。
- ・広域での連携、広く大きな連携を取っていくということが情報発信を含めて、文化と観光とを結びつける良い方向になってくる。また、いろいろな人と対話していく姿勢があつての連携。一方通行ではない「対話」的な性格を強調した文章になるとよいと思う。

(2) 全般について

- ・計画の対象とする文化芸術の中に「民俗芸能」という言葉があるが、その後の具体的な取組や施策は全部「郷土芸能」という言葉になっている。

- ・この計画に対して意見があったら、それを反映していく窓口的なものがあったらいいのかなと思う。
- ・文化施設での鑑賞だけでなく、講座とかワークショップなどを提案した。取りあげていただいて、よかったと思う。
- ・地域差のことについても最初のところで書かれており、それが全ての部分で書かれていないからやらないということではないと思う。短い文章の中でよくまとめられたなと思う。
- ・「文化資源を活用した地域の活性化」の「文化資源を活用した観光・まちづくり」について、地域でも動きが出てきており、こういう庶民レベルの動きの背中を押して、バックアップしていくことにこの計画を役立てたい。
- ・「県立文化施設の機能の充実」の「県立の文化会館・美術館・博物館」について、ここに連携という文言をぜひ積極的に入れてほしい。
- ・伝統文化の真髄をどう守っていくか、新しい時代に生き続けるために、伝統をどういうふうにするか、この文化振興計画の中で、伝統文化とか、そういうことにかかわるジャンルでは、どういうふうに筋道を立てて考えていけばいいのかが課題である。
- ・地域を元気にするために計画がどれだけ活用できるか、未来の千葉県を育てるよう具体的に行動が取れるかどうかである。立派な文章を作っただけで終わらないように。

(3) 最終案について

- ・文言の一部については、事務局が修正して委員の了解をとることとし、最終案を懇談会として了承。

(4) 各委員からの感想

- ・新しい千葉の文化計画にいろいろ盛り込まれて、非常にワクワクしている。文化については、人と交流しながらということが大切だと思う。
- ・どういうふうに行っていくかが重要。またそこで私たちの知恵が生かされればいいなと思う。
- ・東日本大震災を契機に文化の位置付けが大きく変わってきたなと思う。この計画が着実に実行されることを願う。
- ・この計画ができてからが本当のスタートなので、我々も気を引き締めて仕事にあたっていきたいと思う。
- ・もっと小さな活動、小さな講座や、すぐ目に見えるものではないものが、文化を支えていると思う。今回の計画案の中にはそのようなものまで盛り込んだのではないかなと思う。
- ・東日本大震災を通じて、いかに文化芸術活動が大切なものであるか、非常に大きな力を持っているということを再認識できたのではないかなと思う。
- ・文化振興計画が広範囲にわたり、しかもきめの細かい立派なものができ、われわれがこういうことを大いに心強く思って、利用活用して文化芸術活動に邁進していければと思う。
- ・この計画が5年10年、未来永劫に残っていくものにあってほしいと望んでいる。
- ・県下11文化振興財団のネットワークを今年4月には正式に発足したいと考えている。ここでも、どのような連携がはかれるかを模索していきたい。
- ・兵庫県は、震災からまだ7年も経っていないとき、美術館や音楽ホールを作ったが、これは、あの震災で肉親や親しい人を失った県民の心は、芸術文化でしか癒せない、芸術文化のためのお金は必要経費だ、との考えからだ。日本にとって今は、非常に変わらなければならないとき。千葉県は、文化芸術の果たしている役割を認識して、変わっていくチャンスだと思う。

- 震災は、おそらく日本の文化芸術を考える上で重大な転機のひとつになっていくだろう。今までは文化をハイカルチャーというふうに位置付けてきたが、ハイカルチャーも含めて文化全体が、生活と深く結びついた在り方となる。これは県の行政全般にわたって文化がどのように位置づけるかという議論につながっていて、県の一部の施策として文化芸術に関する施策を位置付けるというだけでなく、千葉県全体にわたって文化芸術がしっかりと位置づくような、そういう枠組み、それがおそらくこの震災を機に全日本的に模索されなければいけないことだと思う。
- この計画に従って具体的に新しい何かが始まったというふうになってほしいと思う。そのためには、突出した動きというものが作れたらいいのではないかと、新しい動きが、千葉県の文化振興計画の具体的な方向を見せるというものが、できるだけ早い時期にはじまったらいいのではないかと期待している。

5. インターネットアンケート調査「県民の文化芸術活動に関する調査」について

1. 調査の目的

県では、芸術家・学識経験者等による「ちば文化懇談会」を開催し、文化振興についての意見や助言をいただき、今後の文化振興施策に反映させていく予定です。

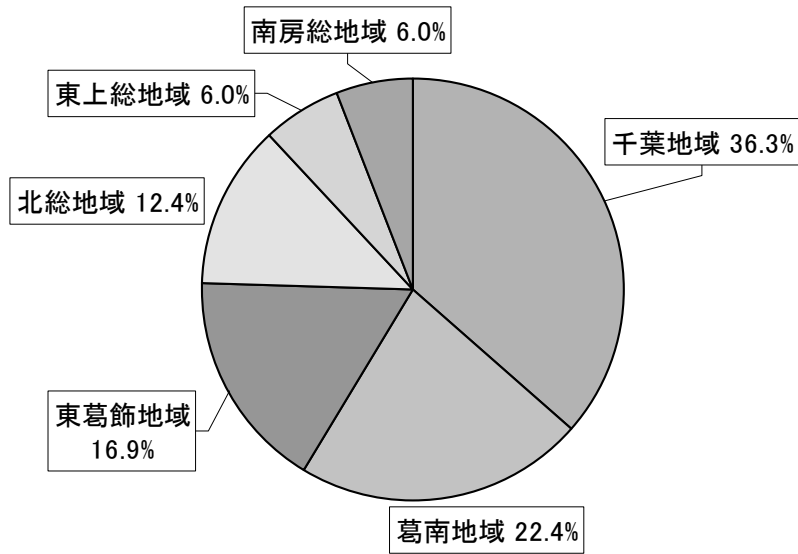
つきましては、この懇談会の基礎資料として活用させていただくため、県民の皆様のお考えや文化芸術事業への参加状況等についてお伺いしました。

2. 調査の実施状況等

- (1) 調査対象 アンケート調査協力員 1,304 人
- (2) 調査時期 平成 22 年 8 月 31 日～9 月 13 日
- (3) 調査方法 インターネットアンケート専用フォームへの入力による回答
- (4) 回答状況 アンケート調査協力員 1,304 人のうち 201 人が回答（回答率 15.4%）
- (5) 調査項目
 - 問 1. 文化芸術の鑑賞や活動の大切さについて
 - 問 2. 昨年度の鑑賞機会の有無について
 - 問 2-1. 昨年度鑑賞したジャンルについて
 - 問 3. 今年度の鑑賞機会の希望について
 - 問 3-1. 今年度鑑賞してみたいジャンルについて
 - 問 4. 文化芸術活動との関わりについて
 - 問 4-1. 活動している場合のジャンルについて
 - 問 4-2. 活動する際の不満や不便について
 - 問 4-3. 今後活動してみたいジャンルについて
 - 問 5. 誇れる「千葉らしさ」について
 - 問 6. 「千葉らしい」文化的将来像・理想像について
 - 問 7. 文化振興に県が果たす役割について

3. 回答者の構成

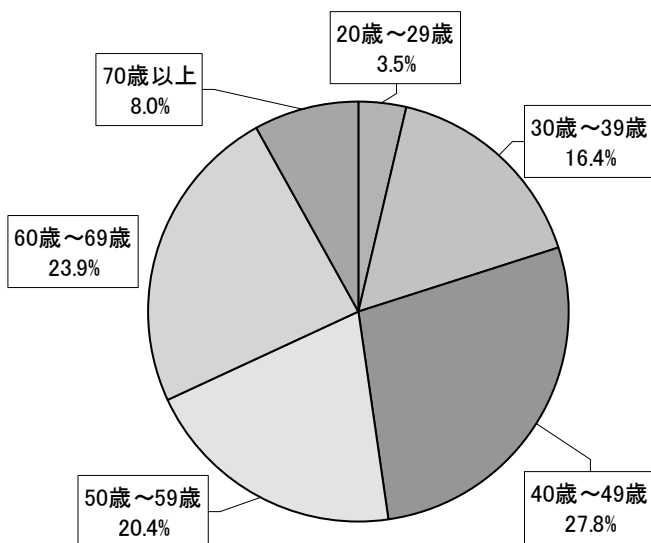
(1) 居住地域 (F1.あなたの居住地について、お答えください。n:201)



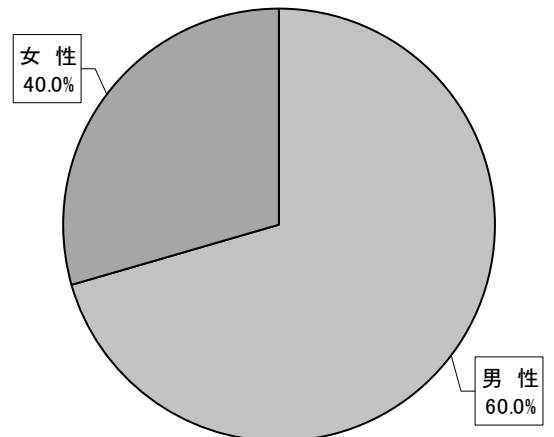
*参考

- 千葉地域 (千葉市、市原市)
- 葛南地域 (市川市、船橋市、習志野市、八千代市、浦安市)
- 東葛飾地域 (松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市)
- 北総地域 (銚子市、成田市、佐倉市、旭市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、匝瑳市、香取市、酒々井町、栄町、神崎町、多古町、東庄町)
- 東上総地域 (茂原市、東金市、勝浦市、山武市、いすみ市、大網白里町、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町)
- 南房総地域 (館山市、木更津市、鴨川市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、南房総市、鋸南町)

(2) 年齢 (F2.あなたの年齢について、お答えください。n:201)

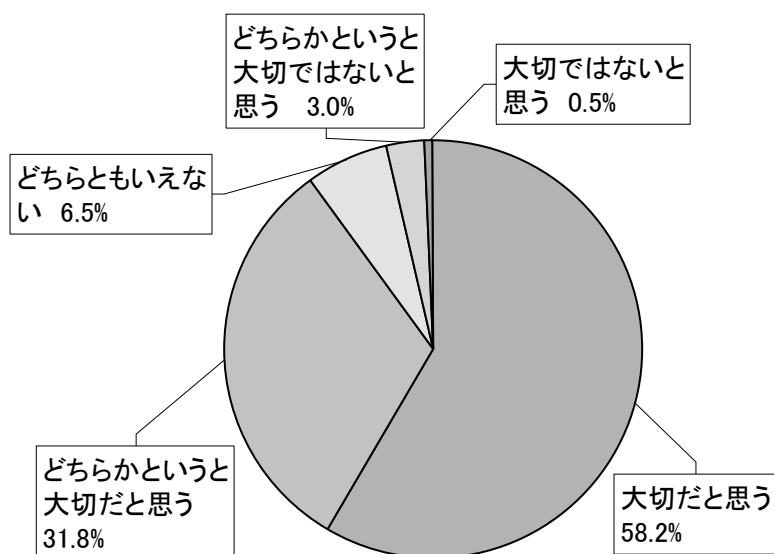


(3) 性別 (F3.あなたの性別について、お答えください。n:201)

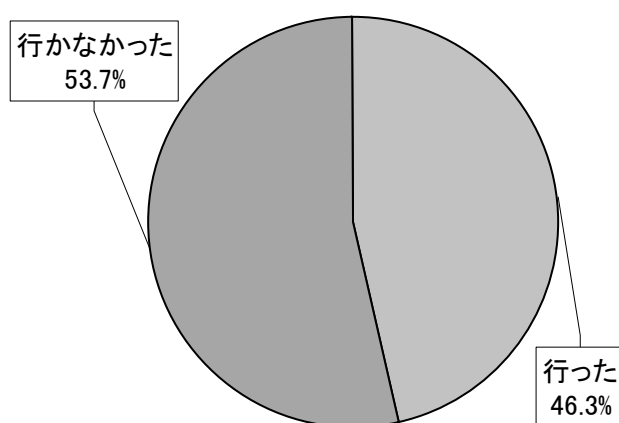


4. 調査結果

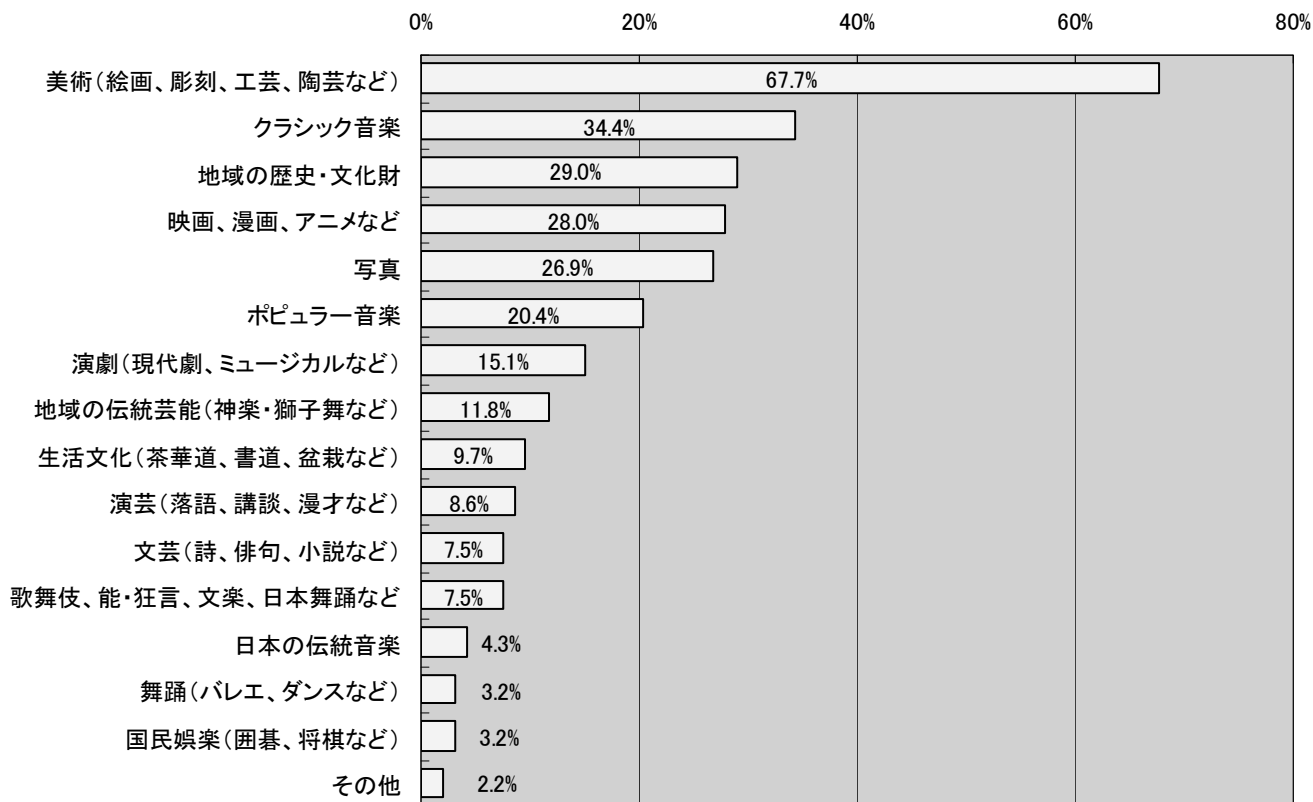
問 1. あなたは、文化芸術を鑑賞したり、自ら文化芸術活動を行ったりすることは、大切だと思いますか。(1つ選択) (n:201)



問 2. あなたは、昨年度（平成 21 年度）に県内の文化会館やホール、美術館・博物館などで行われた公演や鑑賞会、展覧会等に行きましたか。(1つ選択) (n:201)

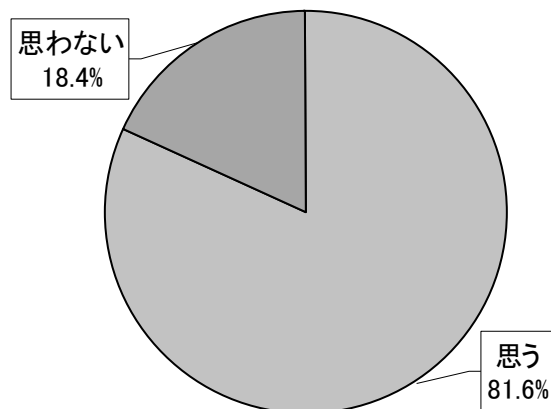


問 2-1. 問 2 で「行った」方にお聞きします。あなたは、どのような公演や鑑賞会、展覧会等に行きましたか。(いくつでも) (n:93)

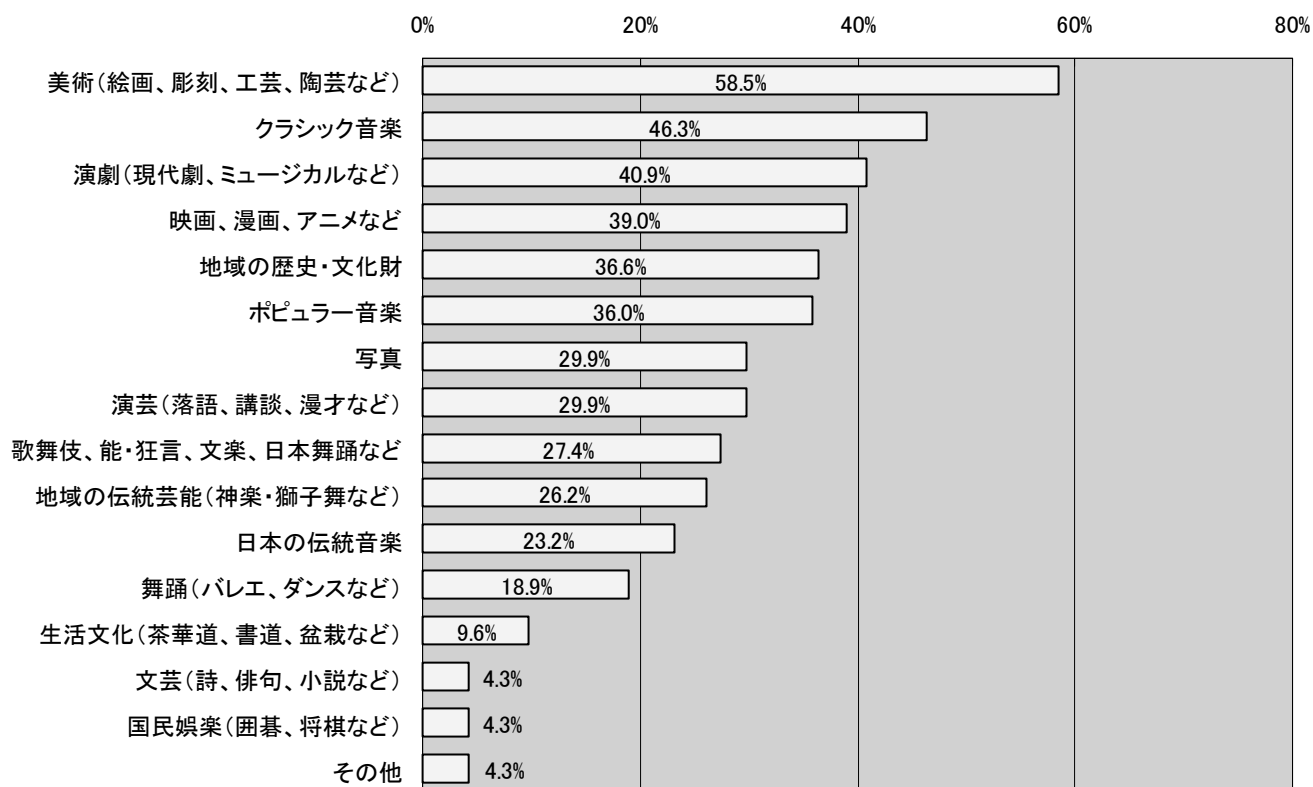


『その他』の答えの中には、「青少年ヤングパフォーマンスフェスティバル」などの意見がありました。

問 3. あなたは、今年度(平成 22 年度)は県内の文化会館やホール、美術館・博物館などで行われる公演や鑑賞会、展覧会等に行ってみたいと思いますか。(1つ選択) (n:201)

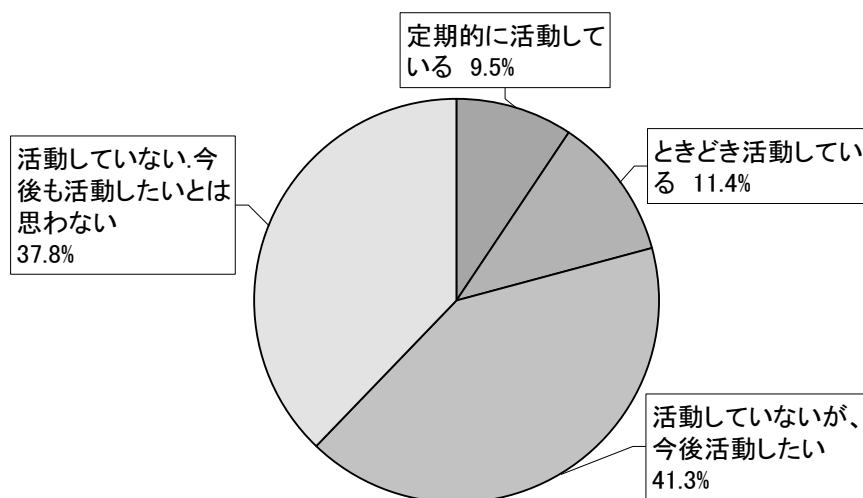


問 3-1. 問 3 で「思う」方にお聞きします。あなたは、どのような公演や鑑賞会、展覧会等に行きたいと思いませんか。(いくつでも) (n:164)

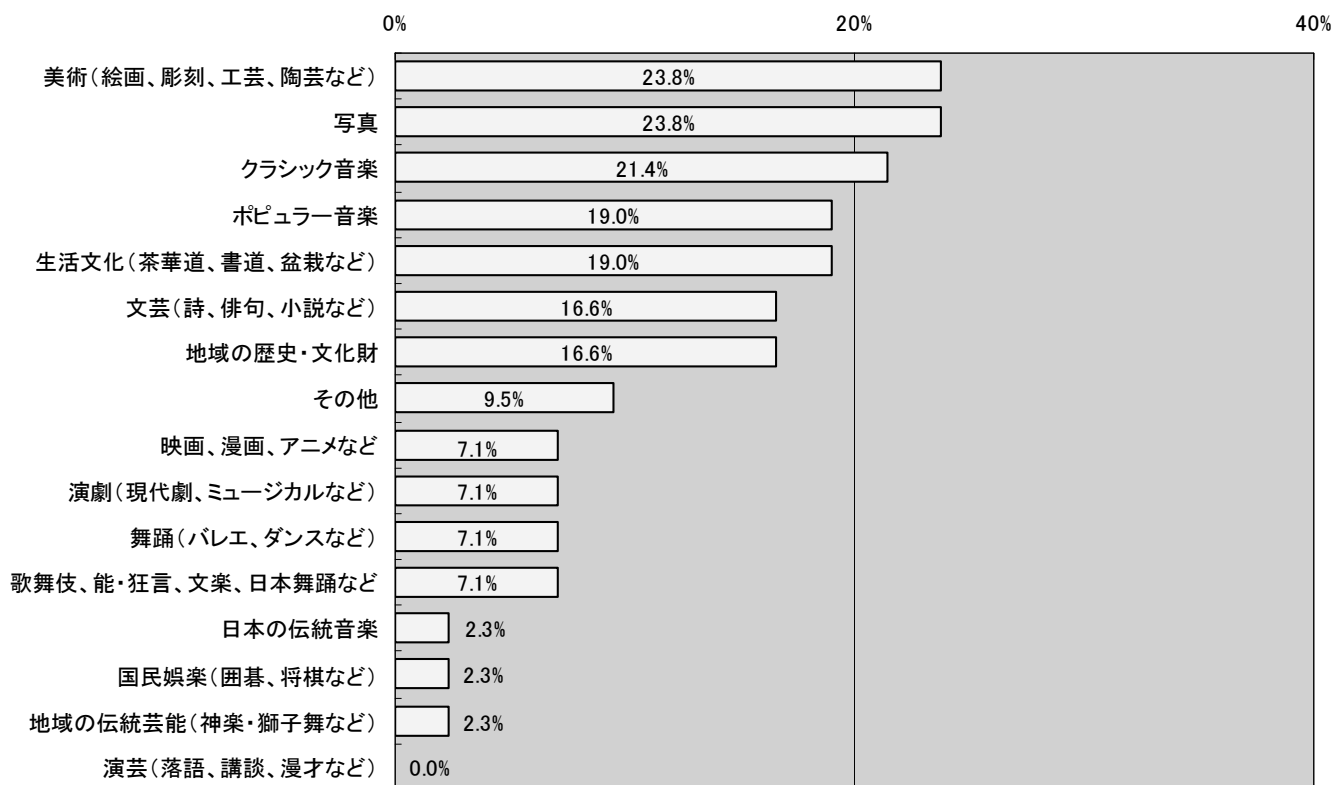


『その他』の答えの中には、「歴史が感じられる展示(古代文明関連や古代生物関連など)」「京劇(中国演劇)」「特に拘らない」「金銭的余裕があればどれも行きたい」「自分にとり魅力的な催事がない。魅力的なものは東京に集中している」「東京に行って観ていましたが千葉県内で鑑賞出来たらうれしいです」などの意見がありました。

問 4. あなたは、現在、文学・音楽・美術などの文化芸術活動をしていますか。(1つ選択) (n:201)

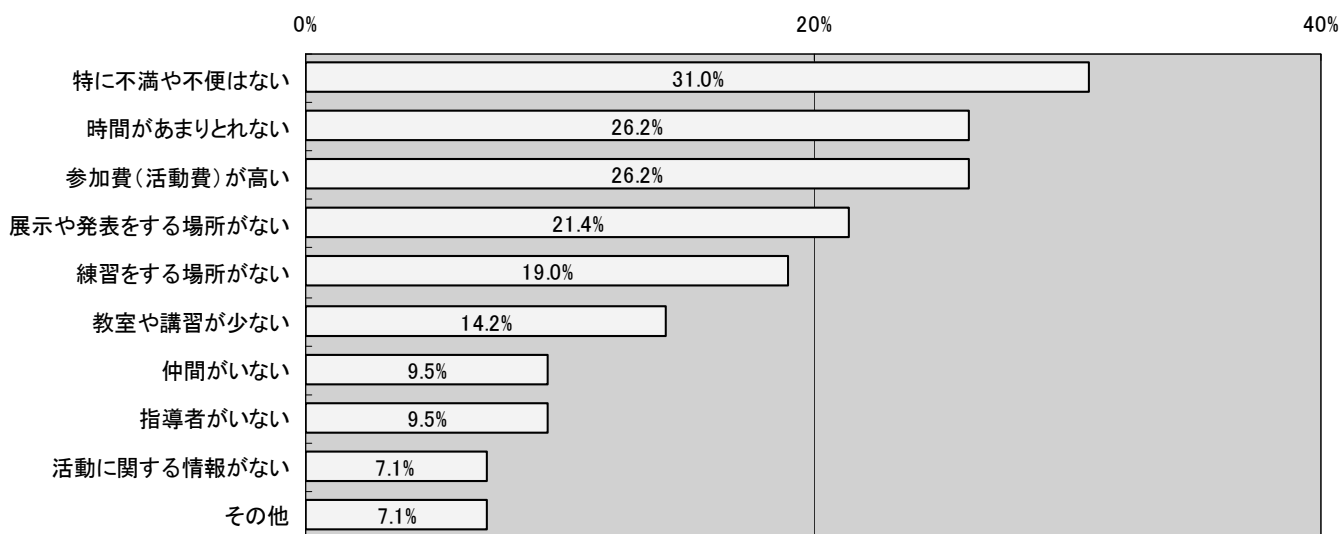


問 4-1. 問 4 で「定期的に活動している」、「ときどき活動している」方にお聞きします。あなたは、現在、どのような文化芸術活動をしていますか。(いくつでも) (n:42)



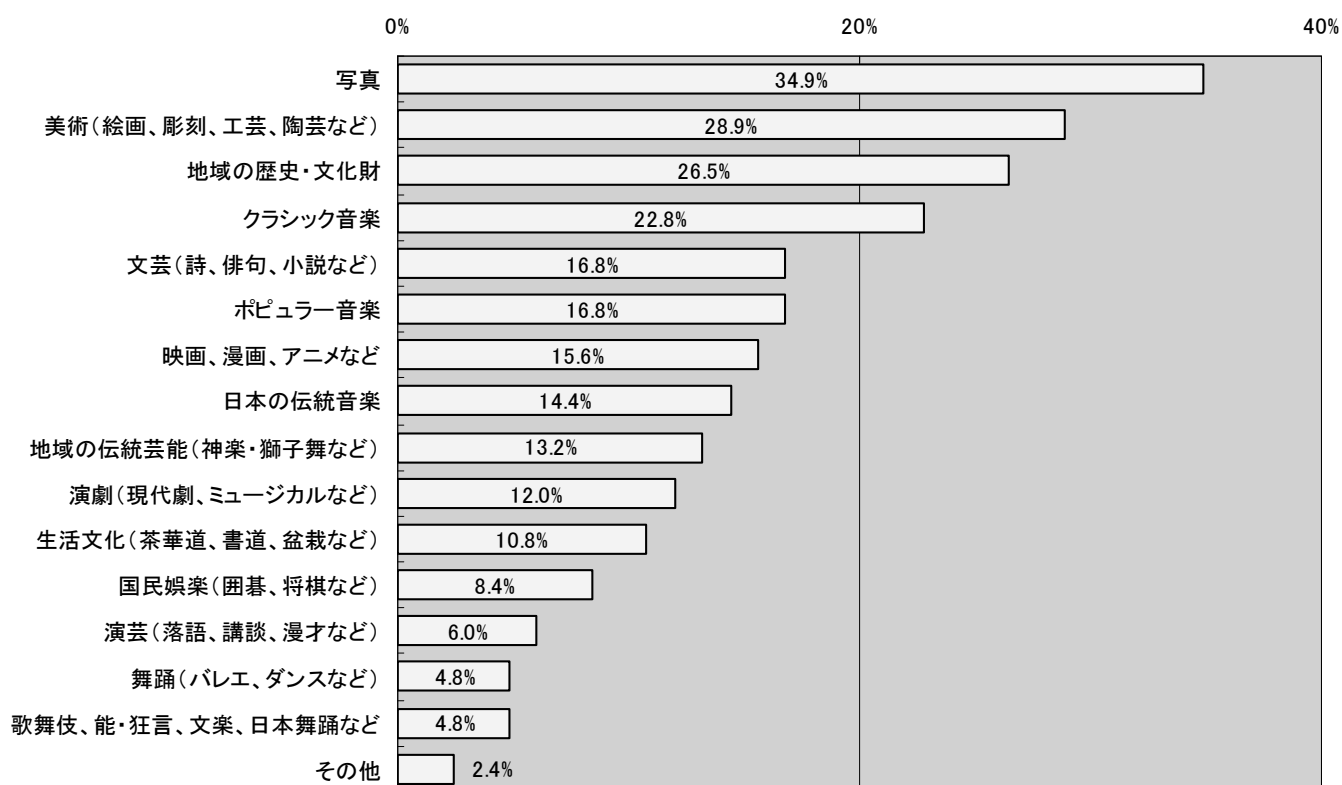
『その他』の答えの中には、「国際交流活動、専門的な学術研究」「流山市・来た喜多北フェスティバルお祭りを通しての地域活性」「ブリザードフラワー・ハーブバスフィズ作成・ハーブ」「国際文通クラブを主宰」などの意見がありました。

問 4-2. 問 4 で「定期的に活動している」「ときどき活動している」方にお聞きします。あなたは、文化芸術活動を行う際に、不満や不便を感じたことがありますか。(いくつでも) (n:42) → (問 5 へ)



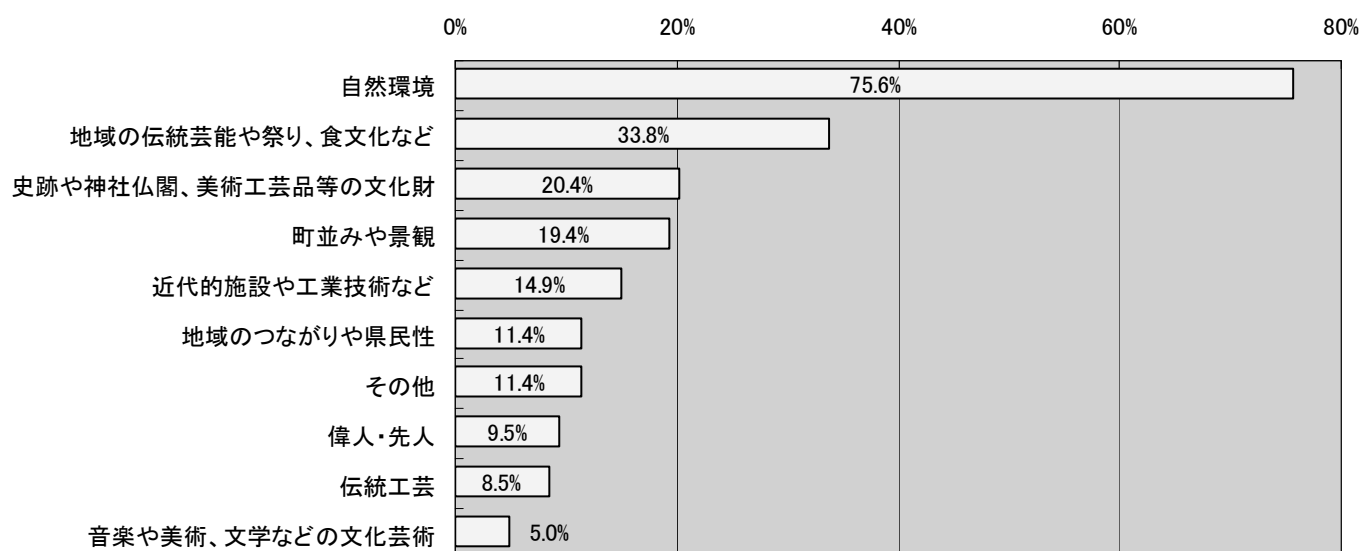
『その他』の答えの中には、「場所に行くのに遠い・ガイドヘルパーが必要・場所が良くわからない・ブラインドダンスをしてみたいがやっている教室がない」「千葉市では施設利用が有料になるようだが、そうなれば辞める事になるかも」「行政の理解」などの意見がありました。

問 4-3. 問 4 で「活動していないが、今後活動したい」方にお聞きします。あなたは、今後、どのような文化芸術活動をしてみたいですか。(いくつでも) (n:83)



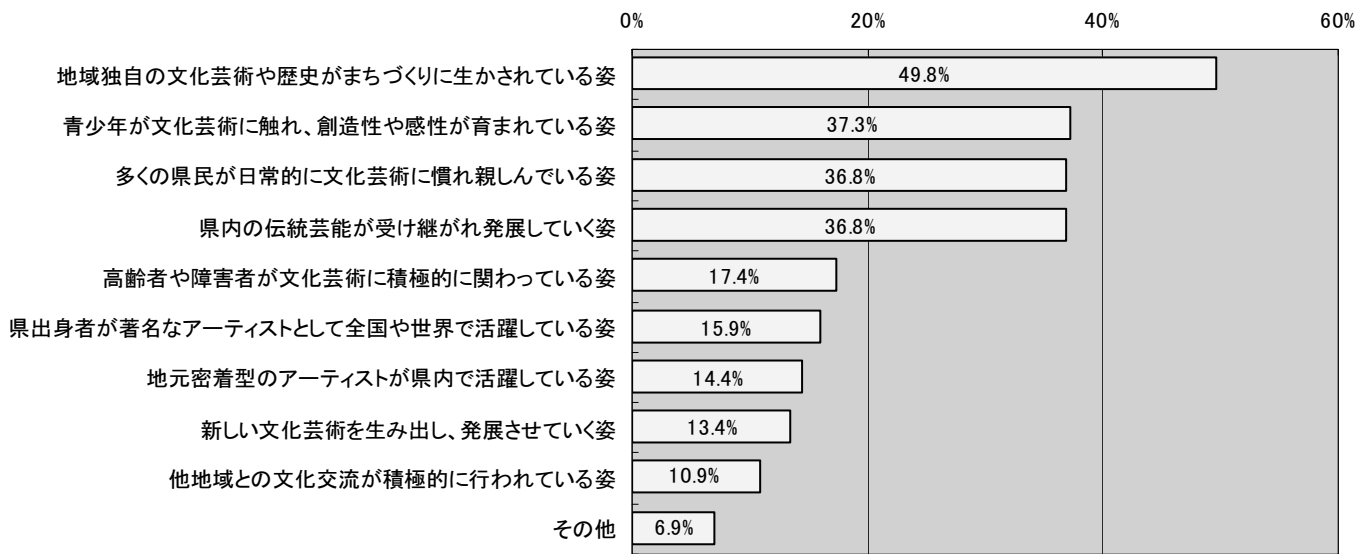
『その他』の答えの中には、「障害のある私でも参加出来るように、バリアフリーに。パソコンの活用」「具体的に何がしたいのかとなるとよく分からない」などの意見がありました。

問 5. あなたにとって、県外や世界に誇れる「千葉らしさ」とはどのようなものですか。(3つまで) (n: 201)



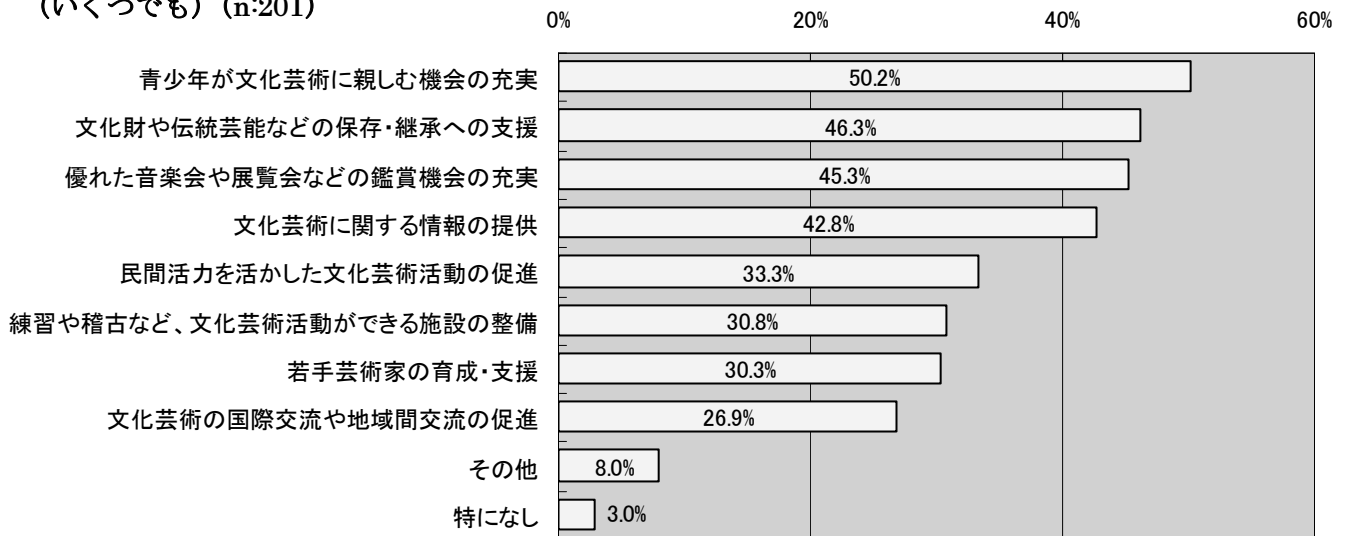
『その他』の答えの中には、「たとえば鬼来迎。たとえば少年少女オーケストラ」「菜の花の景観」「海と山の幸の両方に恵まれていること」「食材」「醤油や落花生などの特産品」「農業・漁業・畜産」「農業&水産業の質がいい」「首都圏に近く生活に便利」「自然と近代的な施設の双方を持っていること」「福祉に厚い」「海岸線が長いので、海の観光や、遊覧(豪華なイルカ見学等)」「千葉県人としては10数年でまだ良く解りませんが房総方面ですかね」「あまり思いつきません」「特に感じない」「何も思いつくものは無い」「なし」「そんなものがあるとは思えない」「まだ10年でよくわからない」「あまりない。横浜のような国際性がないから」などの意見がありました。

問 6. あなたは、「千葉らしい」個性ある地域文化を創造するうえで、より望ましい将来像・理想像はどのようなものだとお考えですか。(3つまで) (n:201)



『その他』の答えの中には、「自らの文化に誇りを持ち、敬意を払う姿勢」「より望ましい将来像・理想像は、挨拶と笑顔が満ち溢れる街」「国際文化交流・青年の地域交流」「他国の文化を積極的に取り入れる（成田空港の利点を活かす）」「現代ダンスを認知度向上参加者の人口増加」「文芸よりも、農業&水産業でモデルケースになるような県を」「画一的な千葉県らしさの追求には意味がありません」「千葉市のモノレールを幕張メッセにつなげる」「不明」「なし」などの意見がありました。

問 7. あなたは、千葉県の文化芸術を振興するために、県が果たす役割はどのようなことだと思いますか。(いくつでも) (n:201)



『その他』としては、次のような意見がありました。

- ・小中学生ぐらいの段階で美術館・博物館を見学したり、各種活動に参加する機会を作るなど、既に取り組まれているとは思いますが、より一層、学校で芸術・文化に関心を持つ機会が増えるよう努められてはどうでしょうか。
- ・スポーツ関連に比べ文化芸術に対するイベントや報道が少ない。新潟や瀬戸内ビエンナーレのような現代アートの県を挙げての行事も必要なのではないでしょうか。特に県南部では文化芸術に対する理解度が低い。
- ・WEBサイトの充実
- ・世界の音楽家が歌えるような施設
- ・文化芸術の振興というと、兎角最高の設備を備えた箱モノを作ることに要望が集中する。特に、文化芸術活動をしている団体からの要望が強い。文化芸術を育成するためには、身近なところで日常的に接することが大事。
- ・千葉に長く住んでいるが、保守的というか、考え方が昔から全然変わらない。外からの刺激や若い人の活動を支援することで活性化するし、伝統文化も見直されていくのではないかと思います。
- ・支援策もさることながら、それを条文化し目に見える形にして県民にアピールしてほしい。
- ・福祉系文化活動の場所の提供と発表の場所の提供・広報
- ・県民の多くは、何があるかよくわからないし、催しがあると金がかかるし、交通の便が半端。県が出来る役割は、無駄な支出を一切やめ、その分で、伝統芸能などを無料で鑑賞させる。
- ・県に限定しない、行政視点。
- ・結果的に税金の無駄遣いになる、自治体は何もしなくて良い。

6. ちば文化振興計画（仮称）原案に関する意見募集について

1 意見募集期間

平成23年10月24日（月曜日）から平成23年11月22日（火曜日）

2 募集方法

- (1) 県ホームページへの掲載
- (2) 県窓口（県民交流・文化課、県政情報コーナー、各地域振興事務所、千葉県文書館行政資料室）における資料閲覧
- (3) 市町村及び文化団体への募集案内送付

3 意見の提出状況

- (1) 意見提出者数 10名
- (2) 延べ意見数 23件
- (3) 提出方法 電子メール（3名）、郵送（2名）、ファックス（5名）

「ちば文化振興計画(仮称)原案」に提出された意見と県の考え方

※取りまとめ上、趣旨を損なわない範囲で意見を要約させていただきます。

意見の概要	県の考え方
計画の策定にあたって	
「計画の策定にあたって」で、この計画を策定することによって期待できる、または望まれる成果について言及し、明示されたら良いのではないか。	「計画の策定にあたって」では、この計画策定の趣旨などを述べています。計画策定によって期待できる、または望まれる成果については、第3章「基本目標」に記述しました。
いままでの政策に対する評価・反省を踏まえた上で、問題点・課題を抽出する作業をしなければ、時代のニーズに即応した新たなビジョンを描くのは難しいのではないか。	県では、施策や事業の成果を有効性・効率性などの視点から検証する政策評価を行い、課題や今後の取組方針等を示してきました。この計画を策定するにあたっては、これまででの政策評価を踏まえた上で、アンケートや各種調査などをもとに取組むべき課題を明らかにしました。また、ちば文化懇談会を開催し、意見をいただきました。
生活文化の項目に「食文化」の追加してほしい。	計画の対象とする文化芸術の範囲に関する2ページの記述は、文化芸術振興基本法の条文に基づいて、記載しました。
千葉県文化芸術を取り巻く現状と課題	
市町村によっては、独立した文化振興計画ではなく、教育ビジョン等の中で推進を図っているところもある。	教育ビジョンや総合計画に文化振興施策を盛り込んでいる市町村もありますが、ここでは、それ以外の独立した文化振興計画等について記載しています。
文化振興の推進体制	
市町村では教育委員会が主体となる場合が多いので、「学校との連携」についても触れるとよいかと思う。	これまでも、学校との連携は重要と考え、取組んできました。ご意見をもとに、文化振興の推進体制の市町村の項目について、11ページに「域内の文化芸術団体や 学校 、県、他の市町村とも連携を取りながら」と明記しました。
施策の体系	
情報提供は、HPだけでなく、パンフレット等を作成して数多くの催しを掲載した方が良い。	情報提供はホームページだけでなく、紙媒体やマスコミの活用等さまざまな方法で行っています。
他県の行政とも連携をとって活動することを期待する。	機会をとらえ、他県の行政との情報交換に努めます。
居住地によって文化芸術に触れる機会に差ができないようにする取組みはとても大切だと思う。芸術鑑賞会や出前授業など、児童・生徒が学校で本物の文化芸術活動に触れることができる取組みを期待したい。	学校における音楽鑑賞教室などの芸術鑑賞機会を増やすよう努めます。また、地域の文化活動の拠点である県立文化施設で子どもたちが文化芸術を体験する機会を充実を図ります。

意見の概要	県の考え方
<p>海外で勉強する若者を支援できたらよい。</p>	<p>国が行っている海外研修制度の周知などに努めています。ご意見をもとに、18ページに「また、海外派遣研修などの支援に関する情報提供を行います。」を追記しました。</p>
<p>学校公演は大きな意義があるので、学校教育の中で、文化芸術にふれる機会についての記述に「幅広いジャンルの」を追記した方が良い。</p>	<p>学校教育における文化芸術活動は意義のあるものと考えております。ご意見をもとに、19ページで「学校教育の場で、多彩な文化芸術にふれる機会の充実」としました。</p>
<p>出土した文化財を用いた学習キットについて、学校でどんな学習キットがあるかと便利なのかを調査し、ニーズにあったものを作りたい。また、中学校にも配布してほしい。</p>	<p>ニーズへの対応は必要だと考えています。ご意見については、今後の文化振興施策の参考とさせていただきます。</p>
<p>「県内文化施設の機能の充実（P20）」にある「専門的な知識をもつ人材」、「情報発信力がある人材」の育成は、とても重要。その他にも、総合的なアートマネジメント能力を持つ人材の育成が必要だと思う。</p>	<p>文化施設には、文化芸術各分野はもとより施設の管理運営、企画、営業、情報発信などに関する専門的な知識や能力を持つ人材が必要と考えています。施設職員のようにこうした資質の向上を目指すアートマネジメント等の研修に職員が参加し実務に生かしていくなど、人材育成に努めます。</p>
<p>文化資源を活用することによって得られる経済的な効果を考えるのもよいと思う。 また企業の文化支援が、千葉県の経済波及効果に役立つのならば、企業としては間接的に企業活動にプラスになると判断され、文化振興を支援する動機となり、企業が千葉県の文化振興に支援しやすくなるかもしれないと考えられる。 文化資源を保存、維持、継承していくことには費用がかかるので、そのためにも文化振興による経済効果についても考え、経済面からも問題なく運営できるとの考えをもてるような、文化振興計画を策定することを考えても良いかと思う。</p>	<p>文化振興支出の経済波及効果等の研究も行われており、こうした研究の動向にも注意しつつ、ご意見についても、今後の文化資源の活用を考える上での参考とさせていただきます。</p>
<p>無形の文化にも言及されている点が良い。 無形文化財や文化財を支える技術・技能の伝承者に述べられていることは重要であると思う。</p>	<p>今後とも、施策の推進に取り組んでまいります。</p>
<p>郷土芸能伝承には、発表の機会の設定と学校との連携が効果的。 学校教育との連携による参加型の事業として、児童・生徒による発表の機会を設けてはどうか。</p>	<p>伝統文化の保存・継承には、地域や学校などとの連携が必要と考えています。ご意見をもとに、24ページの「青少年への伝統文化の継承」の施策の方向に「また、体験や練習の成果を発表する機会づくりにも努めます。」と追記しました。</p>

意見の概要	県の考え方
<p>おもな取組みに「伝統文化を体験・継承するための拠点施設」を追加してほしい。</p>	<p>「拠点施設」については、20ページ「県立文化施設の機能の充実」や26ページ「文化発信拠点としての県立文化施設の充実」の中で、伝統文化を含めた文化芸術全般の振興のための拠点施設と位置付け、その充実を図っていくことを考えています。</p>
<p>「食文化」への取組みも見える形で記入してほしい。</p>	<p>ご意見をもとに、24ページの「伝統文化体験機会の充実」の記載について、「房総の風土から生まれた食文化などの「くらしの文化」について体験の機会を広げます。」と修正しました。</p>
<p>伝統文化の項目に「謡曲・仕舞」の追加してほしい。</p>	<p>伝統文化に含まれる分野は多岐にわたり、謡曲・仕舞も含んでいっていると考えています。すべてを記載することができないため、ここでは例示の記載にとどめました。</p>
<p>県外や海外に出て、千葉の文化をアピールしたほうが良い。また逆に、他県の文化事業を千葉で行うことは、千葉の文化を再認識する上で良いと思う。</p>	<p>県外や海外に向けて、ちば文化を発信することは必要と考えています。発信にあたっては、他県との連携を図るなど施策の参考とさせていただきます。</p>
<p>その他</p>	
<p>(文化芸術団体がホール等を使用する場合の) 会場使用料の減免措置を増やしてほしい。</p>	<p>各施設の規定に基づき、一定の条件で減免しています。</p>
<p>大河ドラマや流行を取り込んだり気軽に参加できる企画がほしい。</p>	<p>ご意見については、今後の文化振興施策の参考とさせていただきます。</p>
<p>「計画の対象とする文化芸術の範囲(P2)」に記載されている分野のうち、計画で触れられていない分野について、今後どのように計画に反映させていくのか。</p>	<p>文化芸術に含まれる分野は多岐にわたります。計画に記載されている分野名は例示的なものもあり、趣旨に沿うものは、記載のない分野を除外するものではありません。</p>
<p>千葉県少女オケストラは新たな「ちば文化」にふさわしい文化資源であり、他県にない千葉県の成果だと思う。</p>	<p>千葉県少女オケストラについては、18ページ「子どもたちの文化芸術活動の充実」のおもな取組に記載しています。</p>

7. 房総文化憲章



房総の緑と海と土を礎（いしずえ）とし、先人のたゆまぬ努力によってはぐくまれてきた文化を一層発展させ、誇りのもてるふるさと房総を築いていくことは、私たち県民すべての願いです。

社会の移り変わりのなかで、ともすれば失われがちな人と自然との調和や人と人とのきずなを見つめ直し、うるおいや喜びをもたらしてくれる心豊かな県民文化を創造していくことがいま求められています。

私たちは、一人ひとりが文化の担い手であることを自覚し、さまざまな文化との交流を進めつつ、世界に開かれた文化県をめざして、ここに房総文化憲章を定めます。

一人ひとりが文化を愛する心をはぐくみ、県民文化の創造に参加しよう

地域の特色を生かし、水や緑との調和や心のきずなを大切にして、むらやまちづくりを行おう

私たちの財産である伝統文化や文化財を守り、受けついでいこう

空と海とを通じ世界に開かれた房総の特性を生かし、国際文化交流を進めよう

文化の視点に立って行政を進め、心豊かな県民文化の創造を支援しよう

昭和 60 年 11 月 3 日制定

8. 文化芸術振興基本法（平成13年法律第148号、平成13年12月7日公布）

目次

前文

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 基本方針（第七条）

第三章 文化芸術の振興に関する基本的施策（第八条—第三十五条）

附則

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術の振興についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることにかんがみ、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その

地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

- 3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
- 4 文化芸術の振興に当たっては、我が国において、文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られ、ひいては世界の文化芸術の発展に資するものであるよう考慮されなければならない。
- 5 文化芸術の振興に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。
- 6 文化芸術の振興に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。
- 7 文化芸術の振興に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。
- 8 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の関心及び理解)

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、文化芸術の振興に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本方針

第七条 政府は、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針は、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、基本方針の案を作成するものとする。
- 4 文部科学大臣は、基本方針が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 文化芸術の振興に関する基本的施策

(芸術の振興)

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除

く。)の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の製作、上映等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化、国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道その他の生活に係る文化をいう。）、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興)

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流等の推進)

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国の文化芸術活動の発展を図るとともに、世界の文化芸術活動の発展に資するため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加への支援、海外の文化遺産の修復等に関する協力その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(芸術家等の養成及び確保)

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動の企画等を行う者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修への支援、研修成果の発表の機会の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国語についての理解)

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育の充実)

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(著作権等の保護及び利用)

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作権者の権利及びこれに隣接する権利について、これらに関する国際的動向を踏まえつつ、これらの保護及び公正な利用を図るため、これらに関し、制度の整備、調査研究、普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の鑑賞等の機会の充実)

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の充実)

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮)

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けられることを容易にする等のための税制上の措置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校、文化施設、社会教育施設その他の関係機関等との連携を図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(顕彰)

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第三十四条 国は、文化芸術の振興に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術の振興のために必要な施策の推進を図るよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する

(文部科学省設置法の一部改正)

2 文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項第五号中「著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）」を「文化芸術振興基本法（平成十三年法律第百四十八号）第七条第三項、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）」に改める。